

被災地で活躍する若者を 応援ください。

皆様からの寄附を活用し、
県内の高校・大学生など、
多くの若者のグループ・団体が、
被災者の暮らしやまちの復興、励ましなど
被災地の復旧・復興を応援する活動を行っています。



兵庫県マスコット
はばタン



復興住宅での
地域住民との交流

復興市への屋台の出店



防災食作成体験



津波被害を受けた家屋の清掃活動

ふるさとひょうご寄附金事業

ひょうご若者被災地応援プロジェクトとは

近年頻発している災害や、今後起こるかもしれない大災害に備え、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の被災地での災害救援ボランティア活動のノウハウを継承することが必要です。

兵庫県では、若者が被災地で行う活動にかかる経費を助成することで、被災地の復興を支援するとともに、今後の被災地支援を担う人材養成につなげています。

▼詳しくは、県ホームページへ▼

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/wakamono.html>



ふるさとひょうご寄附金の申出方法

※詳細はHPでご確認ください

ふるさと納税ポータルサイトからお申し込みいただくか、寄附申出書（郵送、FAX、電子メール）によりご提出いただけます。

兵庫県ホームページ（兵庫県のふるさと納税「ふるさとひょうご寄附金」）から、兵庫県のふるさとひょうご寄附金に対応しているふるさと納税ポータルサイトをお選びいただけます。

寄附申出書についても県ホームページから入手できます。

【兵庫県ホームページ】

下部URLまたはQRコードからアクセスしてください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac02/kihu01.html>



税控除について（個人）

- 寄附額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。
- 控除を受けるためには、ふるさと寄附をした翌年に、確定申告が必要ですが（原則）、確定申告が不要な給与所得者について、ふるさと寄附先が5団体以内の場合に限り、ふるさと寄附先団体に申請することにより確定申告をせずに控除を受けられる手続きの特例「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されています。
- 寄附金控除額のシミュレーションや「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の詳細は、総務省のポータルサイトからご確認ください。

総務省ポータルサイトはこちらから ▶



建設工事等入札参加資格に係る社会貢献評価の対象になります

- 県の関係事業（県が実施する事業、県が関係団体に委託した事業など）に対して、10万円以上の寄附を行った場合は、建設工事等入札参加資格の社会貢献評価数値の項目に加点されます。

※企業版ふるさと納税は加点の対象外です。

返礼品について（兵庫県外の個人）

- 県外在住の個人の方には、返礼品として兵庫ゆかりの品などをお届けします。

※写真はイメージです



お問い合わせ先

- ひょうご若者被災地応援プロジェクトのお問い合わせは、**兵庫県県民生活部県民躍動課** まで
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL：078-362-4000 FAX：078-362-3908
- ふるさとひょうご寄附金制度のお問い合わせは、**兵庫県財務部財政課** まで
TEL：078-362-9061 FAX：078-362-9049